

廿日市市一般廃棄物処分手数料収納業務マニュアル

(令和3年4月1日改訂版)

目次

はじめに	2
第1 取扱店について	3
第2 発注・配送	6
第3 有料指定ごみ袋等の店頭交付	9
第4 支払いについて	11
第5 その他	14

【お問い合わせ先】

廿日市市役所 循環型社会推進課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

TEL (0829) 30-9133 FAX (0829) 31-0999

E-mail junkansuishin@city.hatsukaichi.lg.jp

はじめに

◎家庭から出る燃やせるごみの有料化について

廿日市市では、ごみを出す量に応じてごみ処理費用の一部を負担して頂くことで、ごみ処理の受益者である市民（市内で生じたごみを個人で処理施設に搬入する場合を含む。）に対し負担の公平性を確保し、その財源をごみに関するサービスの向上、拡充などで市民に還元する仕組みを創ることを目的に、令和2年4月1日から有料指定ごみ袋による家庭から出る燃やせるごみの有料化を開始しました。

◎このマニュアルについて

家庭から出る燃やせるごみ指定袋及び大型ごみ処分手数料納付券（以下「有料指定ごみ袋等」という。）を市民の皆様へ販売していただく取扱店には、本マニュアルに沿って、有料指定ごみ袋等の発注、受領、販売及び廿日市市一般廃棄物処分手数料（以下「廃棄物処分手数料」という。）の納付をしていただくこととなります。本マニュアルを熟読の上、適切な対応をお願いします。

◎用語について

このマニュアルで使用される用語の定義については、以下の通りです。

・廃棄物処分手数料

廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理等に関する条例第23条の4及び第23条の5に規定する家庭から出る燃やせるごみ及び大型ごみの処分に係る手数料

・取扱店

市の登録を受け、市民から廃棄物処分手数料を収納し有料指定ごみ袋等を交付する者

・廿日市市有料指定袋等受注配送センター（以下「受注配送センター」という。）

有料指定ごみ袋等の受注及び配送並びに廃棄物処分手数料の収納及び市への納付等の業務について、市が委託した事業者

・委託料

この委託業務の実施に対し、市が受注者（取扱店）へ支払う委託料

・繰替払

地方自治法施行令第164条第4号の規定に基づき、委託料を手数料相当額と相殺して支払うこと

・委託料差引額

有料指定ごみ袋等の納品実績に基づき、取扱店が受注配送センターへ払い込む支払金であって廃棄物処分手数料から委託料を差し引いた金額

第1 取扱店について

○取扱店の要件

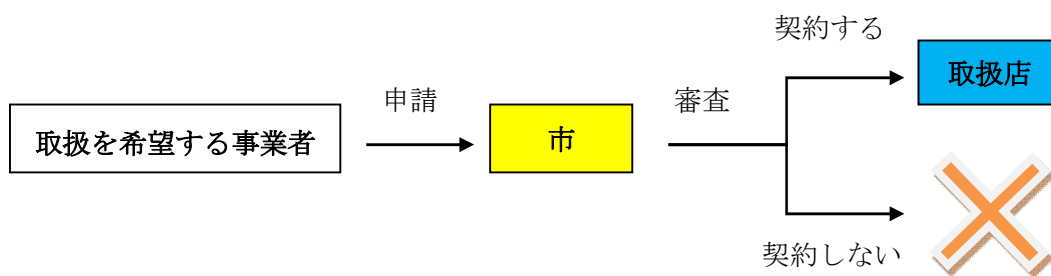
受注者（取扱店）は次の条件を満たしている必要があります。

- (1) 廿日市市及び隣接する市町内に有する店舗等又は配達で、指定袋等を直接市民へ交付し手数料を受領できること。
- (2) 指定袋等の納品場所が原則廿日市市及び隣接する市町内であること。
- (3) 全種類の有料指定ごみ袋及び大型ごみ処分手数料納付券を取り扱うこと。
- (4) 指定袋等を適正に保管・管理し、市の検査に対応できること。
- (5) 廿日市市税に滞納が無いこと。

上記の要件が満たせなくなることが予想される場合は、速やかに廿日市市に申し出てください。

○取扱店の登録の流れ

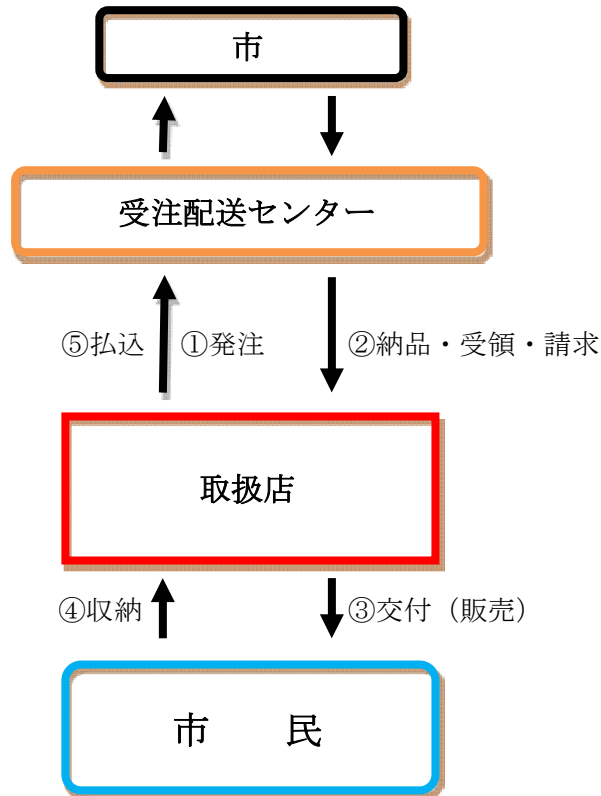
取扱店になるには、市への申請の後、業務の委託契約を締結する必要があります。



・ 廿日市市有料指定ごみ袋等取扱店登録申請書に必要事項を記入し、廿日市市循環型社会推進課に提出してください。

・ 申請受付後、審査をして問題がなければ市から契約書等を送付します。

○業務の概要



【①発注】

- ・受注配送センターに発注してください。
- ・発注は原則メール又はFAXにて受け付けます。メール等をお持ちでない場合は電話により受け付けます。（電話の場合は土日、祝日及び年末年始を除く。）

【②納品・受領・請求】

- ・受注配送センターは発注を受けると配送カレンダーに従い配送を行います。
- ・取扱店は納品された有料指定ごみ袋等の種類・数量を確認し、受注配送センターと納品・受領に関する書類を交わします。月ごとの納品実績に基づき、受注配送センターから請求書が届きます。

【③交付（販売）、④収納】

- ・市民へ有料指定ごみ袋等を交付し、販売代金（廃棄物処分手数料）を収納します。

【⑤払込】

- ・受注配送センターからの請求書に基づき、委託料差引額を払い込みます。
- ・支払額は販売実績ではなく、その月の納品実績から算出します。

○取扱店ステッカーの提示

- ・取扱店になりましたら、「廿日市市有料指定ごみ袋等取扱店ステッカー」をお渡しします。
- ・実際に取り扱う店舗の市民から見えやすい場所に提示してください。
- ・取扱店は店舗ごとに登録しますので、届け出ている店舗以外での取り扱いはできません。

○取扱時間

- ・有料指定ごみ袋等の販売業務は、取扱店の営業時間を通して取り扱ってください。
- ・営業時間中にもかかわらず、取扱時間を制限することはできません。

○従業員などへの研修

- ・この業務を従業員などに行わせる場合には、このマニュアルに沿って制度の仕組みや作業の流れを周知徹底してください。
- ・指定袋等を紛失したり、販売枚数を間違えたりすると、不足分については取扱店の負担で補充することになりますので、店頭で取り扱う従業員等には、特に周知を徹底してください。

○変更事項の届出

すでに届け出ている事項に変更があった場合は、次の通り速やかに手続を行ってください。

変更する内容	必要な手続き
代表者、店舗名、店舗所在地、配送先、連絡先が変わった等	「廿日市市有料指定ごみ袋等取扱変更届出書」を廿日市市循環型社会推進課に提出してください。 ※自動引落し口座を変える場合は、「口座振替依頼書」を添付してください。

○取り扱いをやめるとき

- ・取り扱いをやめるときは、速やかに「廿日市市有料指定ごみ袋等取扱廃止届出書」を提出してください。
- ・未交付（未開封で汚損がないもの）の有料指定ごみ袋等（1組単位）を返還していただければ、委託料差引額を還付します。

○取扱店の取消

取扱店が次のいずれかに該当する場合、市は取扱店の登録を抹消することがあります。

- (1) 取扱店の要件に該当しなくなった場合
- (2) 受注配送センターに対して指定の期日までに手数料を納付しなかった場合
- (3) 受注配送センター等の業務を著しく害し、かつ市の指示に従わなかった場合等で、市が取扱店として不相当と認めたとき

第2 発注・配送

○有料指定ごみ袋等の種類

種類（容量）	販売額（税込）	販売単位	発注単位
大袋（45L相当）	450円	1組（10枚入）	1箱（50組500枚入）
中袋（30L相当）	300円	1組（10枚入）	
小袋（20L相当）	200円	1組（10枚入）	
ミニ袋（10L相当）	100円	1組（10枚入）	
大型ごみ処分手数料納付券	200円	1枚	1組（10枚入）

○有料指定ごみ袋等の規格

種類	厚み	全長	全幅
大袋	0.035mm	780mm	690mm
中袋	0.035mm	700mm	550mm
小袋	0.035mm	600mm	500mm
ミニ袋	0.025mm	500mm	400mm

○外装袋について

種類	縦寸法（目安）	横寸法（目安）
大袋	28cm	21.5cm
中袋	22cm	19cm
小袋	21cm	17cm
ミニ袋	17.5cm	16cm

○外箱（ダンボール箱）について

種類	長さ（目安）	幅（目安）	高さ（目安）
大袋	48cm	29cm	24cm
中袋	43cm	24cm	23cm
小袋	39cm	22cm	22cm
ミニ袋	35cm	18cm	16cm

○JANコードについて

種類	JANコード
大袋	4997090621276
中袋	4997090621269
小袋	4997090621252
ミニ袋	4997090621245
大型ごみ処分手数料納付券	4929117000016

○発注先

有料指定ごみ袋等は、廿日市市が契約する下記の事業者が発注してください。

(期間：令和2年2月～令和4年3月)

【受注配送センター】

事業者名	有限会社正木縫製 ^{まさきほうせい}
住 所	廿日市市宮内2271-2
電話番号	0829-39-1060
FAX番号	0829-30-4560
メールアドレス	info@hatsukaichi-gomihukuro.com

※上記期間後の発注先は変更となる場合があります。

- ・原則メール又はFAXでの発注となります。(必ず発注書到着確認の電話をしてください。)ただし、FAX等がない、故障した等やむを得ない場合に限り電話による発注を行うことができます。
- ・発注は、指定の【廿日市市有料指定ごみ袋等発注書】を用いて行ってください。
- ・メールによる場合は、入力済みの発注書をメールにて添付し送信してください。

○発注・配送単位

- ・発注単位は、1箱単位となります。(ただし、大型ごみ処分手数料納付券は1組単位です。)
- ・全ての種類の有料指定ごみ袋と大型ごみ処分手数料納付券を交付(販売)できるよう、計画的に発注してください。

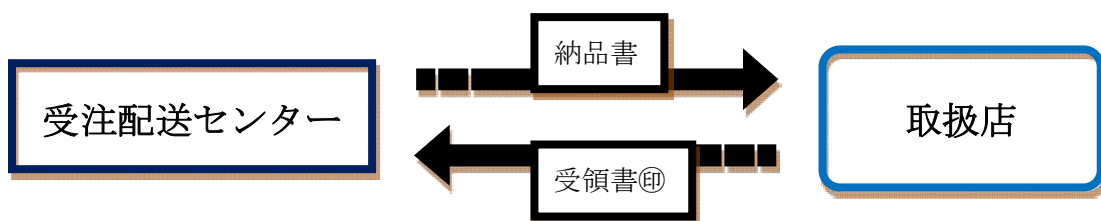
○発注受付締切・配送予定日

発注方法	メール	F A X	電話
発注可能日	3 6 5 日（年中無休）		月 曜 日 から 金 曜 日 （祝日、年末年始を除く）
発注受付時間帯	2 4 時間		9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
発注受付締切・配送予定日	発注受付の締切を毎週月曜日の17時とし、同週金曜日までのいずれかの日を配送予定日とします。		

- ・ 配送業者が配送カレンダー上の営業日に従って配送します。
- ・ 土日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）については配送をしません。
- ・ 配送日・配送時間の指定はできません。
- ・ 年末年始、大型連休等(ゴールデンウィーク、お盆)は配送が遅れる場合があります。
- ・ 配送先は、受注者が指定した場所となります。（ただし、原則廿日市市及び隣接する市町までとします。）
- ・ 誤発注分の返品及び交換はできませんのでご注意ください。

○有料指定ごみ袋等の受領

- ・ 受領するときは立会し、発注内容と納品内容に間違いがないか、必ず確認してください。
- ・ 不在等の理由で受領できなかった場合は、その当日の配送はできません。
- ・ 配送員が持参する3連の納品書兼受領書に担当者が押印又は署名をしてください。
- ・ 受け取った納品書は取扱店で保管してください。（保管期間5年間）
- ・ 有料指定ごみ袋等の代金を納品時に支払う必要はありません。（月締めで支払い）



※納品書を受け取り、受領書を受注配送センターへ渡す。

第3 有料指定ごみ袋等の店頭交付（販売）

○有料指定ごみ袋等の販売価格について

種類	販売価格（税込）	販売単位
大袋（45L相当）	450円	1組（10枚入）
中袋（30L相当）	300円	1組（10枚入）
小袋（20L相当）	200円	1組（10枚入）
ミニ袋（10L相当）	100円	1組（10枚入）
大型ごみ処分手数料納付券	200円	1枚

○販売時の留意事項

- ・1単位あたりの金額は、消費税及び地方消費税込の金額となります。
- ・有料指定ごみ袋は必ず1組（10枚）単位で販売し、枚数単位では販売しないでください。
- ・有料指定ごみ袋等の価格は、廃棄物処分手数料として市の条例で規定されています。取扱店が値引き販売や景品として無料配布等を行う事はできません。
- ・大量に購入しようとする方がいた場合には、制度上景品等としての配布はできない旨の確認をお願いします。
- ・電子マネーやクレジットカード等の電子決済の利用はできます。ただし、ポイントサービスによる販売時のポイント付与や、ポイント利用による購入、キャッシュレス・ポイント還元事業の利用による補助は、有料指定ごみ袋等の値引きにつながることからできません。
- ・取扱店が行う業務は廃棄物処分手数料収納業務の請負であるため、市から取扱店へ支払う委託料（繰越払分）については、課税売上として計上する必要があります。（市民から受領した廃棄物処分手数料については、税務署に確認したところ、明確な回答は出ませんでした。が、課税売り上げとして処理してもらう方がよいと思われます。）

○領収書の発行

レシート及び領収書への表記の内容については、以下を参考にしてください。ただし、大型ごみ処分手数料納付券については、領収書と一体となっているため、表記する必要はありません。

- （1）「店舗名」、「日付」、「手数料×数量」のほか、品目として「廿日市市一般廃棄物処分手数料」又は廿日市市指定袋であることが分かるように表記する。
- （2）手書きの領収書を発行する場合は、受注者名の前に「廿日市市一般廃棄物処分手数料収納業務受注者」と表記する。（この際、収入印紙は不要。）

【レシート・領収書の表示例】

レシート	
○年○月○日	
○○ ○○店	
○○○	○○円
廿日市市有料指定ごみ袋	○○○円
合計	○○○円
お釣り	○○円

領 収 書		
様		
下記の金額を領収しました。		
廿日市市一般廃棄物処分手数料として		
領収金額	¥	_____
(領収内訳)		
廿日市市有料指定ごみ袋	○○L相当	○○○×○○組
領収年月日	令和	年 月 日
廿日市市一般廃棄物処理手数料収納業務受注者 ○○店		

○有料指定ごみ袋等の管理

- ・常に全種類の有料指定ごみ袋と大型ごみ処分手数料納付券を販売できるよう準備し、品切れとならないようにしてください。
- ・有料指定ごみ袋等は廃棄物処分手数料に相当する金券的な性質を有するものです。保管管理には万全を期すようにしてください。
- ・市が報告や検査を求めた場合などに提示ができるよう、納品数、在庫数等を適正に管理してください。
- ・盗難、紛失、交付枚数の誤り等については、取扱店の責任で対応となります。十分ご注意ください。

○不良品・返品対応

- ・交付の際、有料指定ごみ袋等に製造過程又配送過程における汚れや破損があった場合は、受注配送センターへ連絡してください。不良品を回収し、良品に交換します。
- ・市民から枚数単位で交換の依頼があった場合は、受注配送センターに連絡のうえ、未使用の有料指定ごみ袋から交換する枚数を取り出し、不良品と交換してください。後日受注配送センターが新しい有料指定ごみ袋（1組単位）をお届けしますので、不良品と開封済みのものを合わせて1組（10枚）とし交換してください。回収した不良品は、受注配送センターが交換するまでの間適正に保管してください。
- ・不良品以外の返品・交換は受け付けないでください。

第4 支払いについて

○廃棄物処分手数料の納付

- ・有料指定ごみ袋等の販売代金は「廃棄物処分手数料」であり、本来は購入する人が市に納付するものですが、取扱店が市に代わって購入する人から受領し、市へ納付します。
- ・取扱店は、市民から受領する「廃棄物処分手数料」として、月ごとの有料指定ごみ袋等の納品実績に基づき、翌月に支払っていただきます。

○納付方法と請求書の送付

支払いの方法は、次のいずれかとなります。

- ・口座振替（原則）
- ・振込み

なお、払込先は、受注配送センターが指定する口座となります。また、口座振替の手続きが完了するまでは、振込みによる支払いとなります。

（1）口座振替

- ・納品のあった月の翌月の5日までに、受注配送センターから「請求書」及び「内訳書」（以下「請求書等」という。）がメールまたは郵送で届きます。
- ・請求書等を受け取ったら、取扱店で保管している納品書と照合し、納品数に間違いがないことを確認してください。
- ・内容に間違いがなければ、請求書に記載された金額を、事前に登録された金融機関口座に用意してください。
- ・毎月13日に口座振替（自動引落）で引落しをします。口座振替（自動引落）はすべての金融機関（漁協・一部農協を除く）で行うことができ、振替にかかる手数料負担はありません。
- ・口座振替日（引落日）が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日の引落としとなります。
- ・納付金額の引落ができた場合には、通帳に引落しのあった納付金額と、取引内容として「RKS）ハツゴミフクロ」と記載されます。

(2) 振込み

- ・納品のあった月の翌月の5日までに、受注配送センターから請求書等がメールまたは郵送で届きます。
- ・請求書等を受け取ったら、取扱店で保管している納品書と照合し、納品数に間違いがないことを確認してください。
- ・内容に間違いが無ければ、請求書等に記載された振込期限（納品月の翌月15日。振込期限が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）までに、請求書等に記載された金額を、受注配送センターが指定する口座に払い込んでください。なお、振込みに際して生じる手数料は取扱店の負担となります。
- ・振込みの際に受け取った「控え」は保管してください。

○入金の確認できなかった場合

- ・受注配送センターから電話連絡をします。請求書等に記載された金額を、電話連絡があった月の25日までに、受注配送センターが指定する口座に払い込んでください。なお、振込みに際して生じる手数料は取扱店の負担となります。
- ・再度、口座振替はできません。
- ・請求書等を亡失した場合は再度送付いたしますので、受注配送センターに申し出てください。

入金の確認ができなかった場合は、督促、有料指定ごみ袋等の配送停止、延滞金の徴収、契約解除等の措置を講じる場合があります。

○支払金額

支払金額は、一か月間に納品した有料指定ごみ袋等の廃棄物手数料から委託料及び委託料にかかる消費税を引いた金額となります。なお、令和3年4月1日以降に納品された有料指定ごみ袋については、以下のとおり委託料を変更します(大型ごみ処分手数料納付券の委託料は変更ありません)。

★委託料一覧表 (令和3年4月1日以降納品分)

種類	発注単位	発注単位あたりの 廃棄物処分手数料 (税込)	発注単位あたりの 収納事務委託料 (税込)	
大袋 (45L相当)	1箱(50組入)	22,500円	1箱の価格の 11.0%+消費税	2,475円 +消費税
中袋 (30L相当)		15,000円		1,650円 +消費税
小袋 (20L相当)		10,000円		1,100円 +消費税
ミニ袋 (10L相当)		5,000円		550円 +消費税
大型ごみ処分手数料 納付券	1組(10枚入)	2,000円	(変更なし) 1組の価格の 11.0%+消費税	(変更なし) 220円 +消費税

★支払額の計算例

廃棄物処分手数料：有料指定ごみ袋大袋 (45L相当) 1箱 (50組入)	22,500円
有料指定ごみ袋中袋 (30L相当) 1箱 (50組入)	15,000円
有料指定ごみ袋小袋 (20L相当) 1箱 (50組入)	10,000円
有料指定ごみ袋中袋 (10L相当) 1箱 (50組入)	5,000円
大型ごみ処分手数料納付券 1組 (10枚入)	2,000円
	<u>合計54,500円</u>
委託料： 有料指定ごみ袋及び大型ごみ処分手数料納付券	
	$54,500円 \times 11\% \times 1.10 = 6,594円$ (※1円未満の端数切り捨て)
	<u>合計6,594円</u>
支払額 (委託料差引額) :	$54,500円 - 6,594円 = \underline{\underline{47,906円}}$

第5 その他

○登録（契約）期間と更新について

取扱店の登録（契約）期間は、令和3年4月1日付の変更契約により4年間の長期継続契約になっています。変更契約後の登録（契約）期間は令和3年4月1日から令和7年3月31日までです。令和3年4月1日以降に登録（契約）した場合も契約締結をした日から令和7年3月31日までが登録（契約）期間になります。

登録（契約）期間満了後も更新を希望される場合は、契約期間が満了する令和7年3月31日までに市から申請書等の必要書類をお送りしますので再度手続きをお願いします。

○申請書様式等

各種申請や届け出の様式については、廿日市市公式ホームページ内の「廿日市市有料指定ごみ袋など取扱店の一覧」のページからダウンロードできます。

○遵守事項

取扱店においては、このマニュアルを含め委託契約書及びその仕様書の内容を遵守し、適正な業務に努めていただきますようお願いいたします。